

## 《相続の放棄の申述》

### 1 概要

相続が開始した場合、相続人は次の3つのうちのいずれかを選択できます。

- (1) 相続人が被相続人（亡くなった方）の土地の所有権等の権利や借金等の義務を全て受け継ぐ「単純承認」
- (2) 相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない「相続放棄」
- (3) 被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ「限定承認」

相続人が、(2)の相続放棄又は(3)の限定承認をするには、家庭裁判所にその旨の申述をしなければなりません。ここでは、(2)の相続放棄について説明します。

### 2 申述人（申述ができる人）

- ・ 相続人（相続人が未成年者又は成年被後見人である場合には、その法定代理人が代理して申述します。）
- ※ 未成年者と法定代理人が共同相続人であって未成年者のみが申述するとき（法定代理人が先に申述している場合を除く。）又は複数の未成年者の法定代理人が一部の未成年者を代理して申述するときには、当該未成年者について、特別代理人の選任が必要です。事前に特別代理人の選任の申立てをしてください。
- ※ 先順位者の相続人がいる場合は、その方の相続放棄が受理されていないと申述できません。

### 3 申述期間

申述は、民法により自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内にしなければならないと定められています。

### 4 申述先

- ・ 被相続人の最後の住所地の家庭裁判所
- ・ 被相続人の最後の住所地が愛媛県内の場合の申述先は次のとおりです。

被相続人の最後の住所地	申述先
松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡、伊予郡、喜多郡内子町のうち小田支所の所管区域	松山家庭裁判所（本庁）
大洲市、八幡浜市、西予市のうち三瓶総合支所の所管区域、喜多郡内子町（小田支所の所管区域を除く）、西宇和郡	松山家庭裁判所大洲支部
西条市、新居浜市、四国中央市、今治市宮窪町四阪島	松山家庭裁判所西条支部
今治市（宮窪町四阪島を除く）、越智郡	松山家庭裁判所今治支部
宇和島市、西予市（三瓶総合支所の所管区域を除く）、北宇和郡	松山家庭裁判所宇和島支部
南宇和郡	松山家庭裁判所愛南出張所

#### 5 申述に必要な費用

- ・ 収入印紙・・・800円（申述人1人につき）
- ・ 郵便切手・・・84円×3枚、10円×3枚（合計282円分）

※ なお、収入印紙と切手は、裁判所内では販売しておりませんので郵便局などで購入してください。

#### 6 申述に必要な書類

- ・ 相続放棄の申述書1通
  - ・ 被相続人死亡後3か月を経過している場合  
相続の開始を知った日を裏付ける資料のコピー（例）納税通知書のコピー
  - ・ 別紙の「申述に必要な戸籍関係」に該当するもの
- ※ 記載されている「戸籍謄本」は、「戸籍謄本」「除籍謄本」「改製原戸籍謄本」「全部事項証明書」という名称の場合がありますが、名称にかかわらず別紙のとおりお取りください。
- ※ 戸籍は必ず「謄本」「全部事項証明書」をお取りください。「抄本」「個人事項証明書」は不可です。
- ※ 住民票は、マイナンバー（個人番号）の記載のないものをお取りください。
- ※ 重複（共通）するものは1通でかまいません。

- ※ 同一の被相続人についての相続の承認・放棄の期間伸長事件や相続放棄申述受理事件が先行している場合は、その事件で提出済みのものは不要です。
- ※ 申述人が未成年者及び成年被後見人の場合は、法定代理人である親権者や後見人の戸籍謄本又は登記事項証明書（特別代理人の場合は選任審判書謄本）が別に必要になります。
- ※ 審理のために必要な場合は、追加資料の提出をお願いすることがあります。

## 7 その他

相続人が、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に相続財産の状況を調査してもなお、相続を承認するか放棄するかを判断する資料が得られない場合には、相続の承認又は放棄の期間の伸長の申立てにより、家庭裁判所はその期間を伸ばすことができます。

## 8 申立て後の手続

提出された書類や書面照会に基づき、また、事案により追加資料の提出依頼や裁判官による審問等を行い、相続放棄の申述を受理するかどうか審理します。

## 9 郵送で提出される場合の宛先・問い合わせ先

- ・ 松山家庭裁判所 家事係 089-942-0079  
〒790-0006 愛媛県松山市南堀端町2-1
- ・ 松山家庭裁判所大洲支部 0893-24-2038  
〒795-0012 愛媛県大洲市大洲845
- ・ 松山家庭裁判所西条支部 家事係 0897-56-0650  
〒793-0023 愛媛県西条市明屋敷165
- ・ 松山家庭裁判所今治支部 0898-23-0010  
〒794-8508 愛媛県今治市常盤町4-5-3
- ・ 松山家庭裁判所宇和島支部 家事係 0895-22-4466  
〒798-0033 愛媛県宇和島市鶴島町8-16
- ・ 松山家庭裁判所愛南出張所 0895-72-0044  
〒798-4131 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲3827

(別紙)

## 申述に必要な戸籍関係

### 1 法定相続情報一覧図を提出する場合

- 被相続人の法定相続情報一覧図（申述人が相続人であることが判明するもの）
  - ※ 同一覧図から判明しない相続関係については、別途戸籍謄本などを提出する必要があります。
- [法定相続情報一覧図に被相続人の本籍の記載がない場合] 被相続人の戸籍謄本

### 2 法定相続情報一覧図を提出しない場合

#### (1) 全ての場合に必要な書類

- 被相続人の死亡の記載のある戸籍謄本
- 被相続人の住民票除票又は戸籍附票（戸籍謄本と戸籍附票は別の書類です。）
- 申述人の現在の戸籍謄本（3か月以内に発行されたもの）
- ※ **【申述人が被相続人の配偶者及び被相続人の子の場合】**は、以上の書類の提出で原則足りません。

#### (2) (1)に追加して必要な書類

##### **【申述人が第1順位相続人（被相続人の子の代襲者(孫・ひ孫等)）の場合】**

- 被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍謄本

##### **【申述人が第2順位相続人（被相続人の父母・祖父母等(直系尊属)）の場合】**

- 被相続人の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本
- [被相続人の子及びその代襲者で死亡している方がいる場合]  
その子及びその代襲者の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本
- [被相続人の直系尊属（申述人より下の代の直系尊属に限る（例：申述人が祖母の場合、父母））に死亡している方がいる場合]  
その直系尊属の死亡の記載のある戸籍謄本

##### **【申述人が第3順位相続人(被相続人の兄弟姉妹及びその代襲者(おいめい))の場合】**

- 被相続人の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本
- [被相続人の子及びその代襲者で死亡している方がいる場合]  
その子及びその代襲者の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本
- 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍謄本
- [申述人が代襲相続人（おいめい）の場合]  
被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍謄本